

第3章

住生活基本法案の概要

新たな国の住宅政策の基本となる「住生活基本法案」と「にいがた住まいの基本計画」との関連性について整理します

住生活基本法案...第164回通常国会にて審議中
(平成18年3月)

3 住生活基本法案の概要

国の新たな住宅政策の基本となる「住生活基本法案」の概要と「にいがた住まいの基本計画」との関連性について整理します。

1) 目的

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、豊かな住生活を実現。

(本計画の関連箇所) 第1章・第4章ほか

2) 基本理念

社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需給に関する長期見通しに即して、現在及び将来の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等が図られること。

地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られること。

民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進が図られること。

住宅が健康で文化的な生活にとって不可欠であることにかんがみ、低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定の確保が図られること。

(本計画の関連箇所) 第3章ほか

3) 地方公共団体の責務

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の策定及び実施。

国民の理解を深め、かつその協力を得るよう努める。

(本計画の関連箇所) 推進手法 市民のための住情報の提供 ほか

4) 関係者相互の連携及び協力

国・地方公共団体・公営住宅等の供給を行う者、住宅関連事業者、居住者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(本計画の関連箇所) 第7章(1) 住宅施策の推進体制

5) 基本的施策

良質な住宅の供給等

住宅の耐震改修等住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化のための必要な施策

**(本計画の関連箇所) 目標(2) 基本方針 安心・安全に配慮した住まいづくり
重点施策1 和(やわらぎ)の住まいづくり**

良好な居住環境の形成

住宅市街地の良好な景観の形成等，地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策

- (本計画の関連箇所)** **目標(3)基本方針** **地域の特性を活かした住まいづくり**
基本方針 **中心市街地の活性化に向けた住まいづくり**
基本方針 **農村集落部の既存の魅力を活かした住まいづくり**
重点施策2 **宝を活かした住まいづくり**
重点施策3 **まちなかの住まいづくり**

住宅の購入者の利益の擁護及び増進

住宅の性能の表示に関する制度の普及等，住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備のために必要な施策

- (本計画の関連箇所)** **目標(1)基本方針** **活力ある住宅流通による住まいづくり**

居住の安定の確保

公営住宅及び災害復興住宅の供給等，高齢者向けの賃貸住宅及び子どもを育成する家庭向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な施策

- (本計画の関連箇所)** **目標(1)基本方針** **公的賃貸住宅の整備・改善**
目標(2)基本方針 **高齢者，障害者及び子育て世帯が安心
できる住まいづくり**
(本計画の関連箇所) **重点施策1** **和(やわらぎ)の住まいづくり**

6) 住生活基本計画

住生活の安定確保及び向上の促進に関するアウトカム目標の設定，成果指標を位置付け

- (本計画の関連箇所)** **第7章(2)住宅施策の実施状況の検証と見直し**

<資料> 住生活基本法案（概要）：国土交通省

●住生活基本法案

<予算関係法律案>

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定める。

住宅建設五箇年計画（S41年度より8次にわたり策定：8次計画はH17年度で終了）

◇5年ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を位置づけ



社会経済情勢の著しい変化

- ・住宅ストックの量の充足
- ・本格的な少子高齢化と人口・世帯減少 等

新たな住宅政策への転換

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策

- ◇安全・安心で良質な住宅ストック・居住環境の形成
- ◇住宅の取引の適正化、流通の円滑化のための住宅市場の環境整備
- ◇住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの構築



基本理念

『現在及び将来の国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給』など基本理念を定める。

責務

国、地方公共団体、住宅関連事業者、居住者など関係者それぞれの責務を定める。

基本的施策

国、地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進のために必要な施策を講ずる。

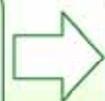
住生活基本計画の策定

- ◇住生活の安定の確保及び向上の促進に関するアウトカム目標の設定
- ◇成果指標を位置づけ

（耐震化率、バリアフリー化率、省エネ化率、住宅性能表示実施率など）

全国計画

- ◇施策の基本的方針
- ◇全国的見地からの目標・施策
- ◇政策評価の実施



全国計画に即して策定

都道府県計画

- ◇都道府県内における施策の基本的方針
- ◇地域特性に応じた目標・施策
- ◇公営住宅の供給目標

にいがた住まいの基本計画

- 新潟市住宅マスタープラン -

資料編

新潟市都市整備局 開発建築部 街づくり推進課

〒951-8550 新潟市学校町通1番町602番地1

TEL : (025) 228-1000 (代表) / FAX : (025) 229-5190

E-mail : machi@city.niigata.lg.jp